

セントルシアの入国規制措置（7月3日更新）

セントルシア政府は、新型コロナウイルス対策として、入国規制措置を以下のとおり更新しました（7月9日発効）。

1 カリブ旅行圏（Caribbean bubble）からの渡航者を除き、全ての入国者は到着7日前以内に実施されたPCR検査陰性証明書の保持が必要。

※カリブ旅行圏：アンティグア・バーブーダ、アルバ、アンギラ、バハマ、バルバドス、バミューダ諸島、ボネール島、英領バージン諸島、キュラソー、ドミニカ国、グレナダ、モンセラット、サン・バルテルミー島、セントクリストファー・ネイビス、セントマーティン、セントビンセント、トリニダード・トバゴ、タークス・カイコス諸島

2 カリブ旅行圏からの渡航者は、検査及び検疫措置から除外される。

3 カリブ旅行圏からの渡航者を含む全ての渡航者は、到着事前登録フォーム手続きを行う必要があり、渡航に際しては、同登録済みフォームのコピーを所持すること。

4 入国者には、体温検査を含めたスクリーニングが課され、症状がある全ての渡航者は隔離・検査される。新型コロナウイルス検査が陽性である全ての渡航者は、呼吸器系病院に搬送され、自費により治療を受ける。

5 入国者は、滞在期間中、新型コロナウイルス対策認定済み宿泊施設での滞在が確定している、あるいは、検疫基準を満たす自宅での検疫許可を受けている、または、事前手配により政府検疫施設での滞在が確定していることのいずれかを満たしていること。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：セントルシア保健省

<https://www.covid19response.lc/>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。